

小田原市測量成果の複製及び使用承認事務処理要領を次のように定める。

平成25年6月1日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市測量成果の複製及び使用承認事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市都市部都市計画課が測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第43条及び第44条の規定に基づく承認を行う際に必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「測量成果」とは、紙地図、電子地形図、基盤地図情報等測量において最終の目的として得た結果で、都市部都市計画課が保有するものをいう。

2 この要領において「複製」とは、測量成果をコピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除若しくは独自情報を付加すること等をいう。

3 この要領において「使用」とは、測量成果をトレース等により調製し直して、別種の地図を作成すること等をいう。

(承認の申請)

第3条 法第43条又は法第44条の規定に基づく承認申請を行おうとする者は、測量成果の複製承認申請書（様式第1号）又は測量成果の使用承認申請書（様式第2号）1通を市長に提出するものとする。

2 承認申請手続きに係る手数料は、無料とする。

(承認の基準)

第4条 市長は、法第43条及び法第44条の規定に基づく承認申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き承認するものとする。

(1) 測量成果に対し、何ら手を加えずに同一のものを作成する目的で複製又は使用しようとする場合や本市が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの

(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの

(3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製又は使用することが明らかなもの

- (4) 申請された目的に照らし、適切でない測量成果を複製又は使用するもの
 - (5) 複製又は使用の作業方法が不適切で、得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (審査)

第5条 市長は、第3条の申請書を受理した場合には、申請があった日から14日（小田原市の休日を含める条例（平成元年条例第23号）第2条第1項に規定する本市の休日の日を除く。）以内に申請内容を審査する。ただし、申請内容に不備等があった場合は、この限りではない。

(承認等の通知)

第6条 市長は、前条の審査の結果に基づいて承認等の決定をしたときは、遅滞なく、承認申請をした者にその旨を通知する。

2 前項の通知は、測量成果の複製承認書（様式第3号）又は測量成果の使用承認書（様式第4号）により行う。

(承認条件)

第7条 市長は、測量成果の複製又は使用の承認をする場合は、次に掲げる承認条件を付することができる。

- (1) 完成品、パッケージ又は取扱い説明書に「この（完成品の名称）は小田原市長の承認を得て、（複製又は使用する測量成果の種類及び名称）を（複製・使用）したものである。都計第 号」を必ず明示すること。
- (2) 完成品の更新にあたり新たな測量成果を複製又は使用する必要がある場合は、改めて複製又は使用の承認を得ること。
- (3) 複製又は使用後完成品を得たときは速やかにその完成品を1部市長に提出すること。改定する場合も同様に1部提出すること。
- (4) 複製又は使用する測量成果は、市長が特に認める場合を除き、承認の目的以外に使用してはならない。
- (5) 複製又は使用の成果を、市長が特に認める場合を除き、第三者に譲渡又は貸し出しすること。
- (6) 市長が特に認める場合を除き、複製又は使用の成果から第二原図等を再複製すること。
- (7) 申請者は貸与したDMデータ等が複製又は使用業者等から漏洩しないよう厳密に管理すること。
- (8) 貸与したDMデータ等については、委託目的物の納品後速やかに、申請者は、複製又は使用業者が破棄したことを確認すること。
- (9) インターネット及びwebサイト等で閲覧させる場合については、小田原市が著作権を有す

る測量データが単独で複製又は使用できないようにすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの。

(承認取消しの届出)

第8条 承認を得た者が当該承認の取消しを求めようとするときは、測量成果の（複製・使用）承認取消届（第5号様式）により速やかに市長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができる。

- (1) 前条に基づく届出があったとき
- (2) 承認後に第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (3) 第7条に掲げる承認条件に従わなかったとき

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

小田原市長 様

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（法人その他の団体にあつては、事務所等の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号 _____

測量成果の複製承認申請書

測量法第43条の規定により、次のとおり申請します。

複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次		
複製の範囲又は区域		
複製の作業方法		
複製の期間		
複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償		
複製品の部数		
複製機関名	名称及び代表者の氏名	
	所在地	
複製業者	氏 名	
	所在地	
備考		

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

小田原市長 様

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印
 （法人その他の団体にあつては、事務所等の
 所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号 _____

測量成果の使用承認申請書

測量法第44条の規定により、次のとおり申請します。

使用目的又は当該測量の種別		
測 量 地 域		
使 用 期 間		
使用する測量成果の 種類及び内容		
測 量 精 度		
使 用 方 法		
完成図の縮尺及び名称		
測量計画機関	名 称	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
測量作業機関	名 称	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
成果品入手年月日		
公共測量実施計画書 提出年月日		
備 考		

様式第3号（第6条様式）

番 号
年 月 日

様

小田原市長



測量成果の複製承認書

年 月 日付で申請のありました測量成果の複製については、測量法第43条の規定に基づき、次の条件を付して承認します。

1. 承認事項

複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次		
複製の範囲又は区域		
複製の作業方法		
複製の期間		
複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償		
複製品の部数		
複製 機関名	名称及び 代表者の氏名	
	所在地	
複製 作業 者	氏 名	
	所在地	

2. 承認条件

<p>(1) 次の文字を完成品、パッケージ又は取扱い説明書に必ず明示すること。 「この（完成品の名称）は小田原市長の承認を得て、（複製する測量成果の種類及び名称）を複製したものである。都計第 号」</p> <p>(2) 完成品の更新にあたり、新たな測量成果を複製する必要がある場合は、改めて複製の承認を得ること。</p> <p>(3) 複製後完成品を得たときは速やかにその完成品を1部市長に提出すること。改定する場合も同様に1部提出すること。</p> <p>(4) 複製する測量成果は、承認の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(5) 申請者は貸与したDMデータ等が複製業者等から漏洩しないよう、厳密に管理すること。</p> <p>(6) 貸与したDMデータ等については、委託目的物の納品後速やかに、申請者は複製業者が破棄したことを確認すること。</p> <p>(7) インターネット及びwebサイト等で閲覧させる場合については、小田原市が著作権を有する測量データが単独で複製できないようにすること。</p> <p>(8) その他市長が特に必要と認めるもの。</p> <p>※承認事項及び条件は必ず厳守すること。これらに違反するときは、承認を取り消すことがある。</p>
--

様

小田原市長



測量成果の使用承認書

年 月 日付で申請のありました測量成果の使用については、測量法第44条の規定に基づき、次の条件を付して承認します。

1. 承認事項

使用目的又は当該測量の種別		
測 量 地 域		
使 用 期 間		
使用する測量成果の種類及び内容		
測 量 精 度		
使 用 方 法		
完成図の縮尺及び名称		
計測 画機 関量	名 称	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
作測 業機 関量	名 称	
	代表者の氏名	
	所 在 地	

2. 承認条件

<p>(1) 次の文字を完成品、パッケージ又は取扱い説明書に必ず明示すること。 「この（完成品の名称）は小田原市長の承認を得て、（使用する測量成果の種類及び名称）を使用したものである。都計第 号」</p> <p>(2) 完成品の更新にあたり、新たな測量成果を使用する必要がある場合は、改めて使用の承認を得ること。</p> <p>(3) 使用後完成品を得たときは速やかにその完成品を1部市長に提出すること。改定する場合も同様に1部提出すること。</p> <p>(4) 使用する測量成果は、承認の目的以外に使用してはならない。</p> <p>(5) 申請者は貸与したDMデータ等が使用業者等から漏洩しないよう、厳密に管理すること。</p> <p>(6) 貸与したDMデータ等については、委託目的物の納品後速やかに、申請者は使用業者が破棄したことを確認すること。</p> <p>(7) インターネット及びwebサイト等で閲覧させる場合については、小田原市が著作権を有する測量データが単独で使用できないようにすること。</p> <p>(8) その他市長が特に必要と認めるもの。</p> <p>※承認事項及び条件は必ず厳守すること。これらに違反するときは、承認を取り消すことがある。</p>
--

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

小田原市長 様

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

（法人その他の団体にあつては、事務所等の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号 _____

測量成果の（複製・使用）承認取消届

次のとおり届け出ます。

取 消 し の 内 容	
申 請 年 月 日	
承 認 年 月 日 及 び 承 認 番 号	
取 消 し の 理 由	
備 考	